

遺言カード[®]

NEWS RELEASE

2017年1月10日

一般社団法人 日本遺言執行士協会

「遺言カード」の試供品を発行 全ての人が遺言書を残すように

一般社団法人日本遺言執行士協会（東京都中央区、代表理事石田泉）は、全ての人が遺言書を作成するよう運動を進めているが、この度「遺言カード」を発行する。

「遺言カード」の裏面には、「私に万一のことがあったときは日本遺言執行士協会に電話してください」とあり、緊急連絡先の電話番号が記載されている。

この「遺言カード」を所持する人に万一のことがあったとき、その人が有効な遺言書を残していることを明らかにすると同時に、速やかに意思表示の有無を確認しなければならない『臓器提供の意思表示』、『葬儀・葬祭方法の指定』、『ペットの扱い』が指定してあるため、相続人をはじめとする関係者の負担を大幅に軽減することができる。

また、「遺言カード」を所持している人の遺言書には、あらかじめ遺言執行者（同協会認定した遺言執行士）の指定があり、同協会から担当の遺言執行士にも直ちに連絡が入るので、遺言書に記載されている内容は正確・迅速に執行される。

これにより“争続”を防ぎ、相続財産の移転を円滑にすることができる。

今回発行する遺言カードは試供品であり、半年程度のモニタリングを行いながら、関係業界とのコラボレーションを目指す。

連絡は下記へ

〒104-0061 東京都中央区銀座6丁目12番15号

いちご銀座612ビル

一般社団法人 日本遺言執行士協会 事務局

電話 03-6264-5005 FAX 03-3575-5103